

審査基準整理票

処 分 名	下水道排水設備指定工事店の指定		
根 拠 法 令 名	大津市下水道排水設備指定工事店規程 (平成22年企業局管理規程第4号)		(条項)第4条
基 準 法 令 名	大津市下水道排水設備指定工事店規程 (平成22年企業局管理規程第4号)		(条項)第3条
所 管 部 署	企業局 技術部 お客様設備課 業務グループ		
標 準 処 理 期 間	60日	法定処理期間	一日

【審査基準】 ・文書の名称【 】  
 ・掲載図書等【 】  
 ・内 容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載

【下水道排水設備指定工事店の指定基準】

大津市下水道排水設備指定工事店規程第3条に規定する適格条件を満たすことを基準とする。

—参考—

【根拠法令】 大津市下水道排水設備指定工事店規程 第4条

(指定の申請)

第4条 下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする者は、大津市下水道排水設備指定工事店指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、公営企業管理者に提出しなければならない。

- (1) 経営者の住民票記載事項証明書、経歴書及び前条第4号に該当することを証する書類
- (2) 法人の場合にあっては、登記事項証明書及び定款の写し
- (3) 営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
- (4) 専属する責任技術者の名簿(様式第2号)及び当該責任技術者との雇用関係を証する書類
- (5) 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の写し
- (6) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していることを証する書類
- (7) 市町村税の納税証明書

【基準法令】 大津市下水道排水設備指定工事店規程 第3条

(適格条件)

第3条 下水道排水設備指定工事店の指定を受けようとする者は、次の各号のいずれにも該当する者でなければならない。

- (1) 公益財団法人滋賀県建設技術センターに登録された下水道排水設備工事責任技術者(以下単に「責任技術者」という。)が1人以上専属していること。
- (2) 排水設備等の新設等の工事(以下「排水設備工事」という。)の施行に必要な設

備及び器材を有していること。

- (3) 滋賀県内に営業所があること。
- (4) 経営者(法人にあっては代表者。次号から第8号まで及び次条第1号において同じ。)が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 経営者が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していない者でないこと。
- (6) 第10条第2項の規定により下水道排水設備指定工事店の指定を取り消され(経営者が他の下水道排水設備指定工事店において経営者の地位にあった場合において、当該下水道排水設備指定工事店が指定を取り消された場合を含む。)、その取消の日から2年を経過していないものでないこと。
- (7) 経営者がその業務に関し不正又は不誠実な工事をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がないこと。
- (8) 経営者が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (9) 市町村税に滞納がないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。